

松原市結婚等新生活応援補助金交付要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、本市における人口減少・少子高齢化の対策として、新規に婚姻等した若年世帯に対し、その住居費及び引越費用の全部又は一部を補助し、新生活に係る支援を行うため、結婚等新生活応援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、松原市補助金等交付規則（昭和50年規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 夫婦等 第5条に規定する交付申請（同条第3項に規定する仮の申請を含む。）の日（以下「申請日」という。）が属する年度（以下この章及び次章において「申請年度」という。）の、前年度の1月1日から、申請年度の末日までの間（以下「対象期間」という。）に婚姻届を提出し、受理された夫婦又は対象期間に互いを人生のパートナー又は家族として尊重し、協力し合う継続的な関係である旨の宣誓（各自治体において制度化されたものに限る。以下「パートナーシップの宣誓」という。）をし、その証明を受けた両当事者をいう。ただし、次に掲げる夫婦又は両当事者を除く。

ア 申請日において婚姻又はパートナーシップが解除されている夫婦又は両当事者

イ 対象期間におけるパートナーシップの宣誓が、転出等により過去のパートナーシップの宣誓が失効したことを理由とするものであり、当該対象期間の前よりパートナーシップの宣誓によるパートナーシップの関係にあった両当事者

(2) 住居費 婚姻又はパートナーシップの宣誓を機に住宅を取得又は賃借する際に要した費用のうち、住宅の工事請負費、購入費、賃借料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、夫婦等が勤務する事業所から住宅に係る手当が支給されているとき又は地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援を受けているときは、当該手当又は支援の額を控除した額を、賃借料とみなす。

(3) 引越費用 前号の住宅に引っ越し（市内転居及び市外からの転入をいう。）をする際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者に支払った費用をいう。

(4) リフォーム費用 住宅のリフォームをする際に要した費用のうち、婚姻又はパートナーシップの宣誓を機に住宅の機能の維持又は向上を図る

ために行う修繕、増築、設備更新等の工事費用をいう。ただし、倉庫又は車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用並びにエアコン、洗濯機等の家電購入及び設置に係る費用を除く。

第2章 夫婦等に対する補助金の交付

(補助対象世帯及び要件)

第3条 補助金の交付を受けることができる夫婦等は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。ただし、第8号の規定は、パートナーシップの宣誓をし、その証明を受けた両当事者が同姓である場合にあっては、この限りではない。

- (1) 婚姻届を提出し、又はパートナーシップの宣誓をした日における年齢が39歳以下であること。
- (2) 申請日において、夫婦等のいずれかが就労していること。
- (3) 申請日において、夫婦等の松原市住民基本台帳に登録されている住所が、婚姻又はパートナーシップの宣誓を機に取得し、又は賃借した住宅の所在地となっていること。
- (4) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (5) 夫婦等のいずれもが過去にこの制度に基づく助成を受けたことがないこと。
- (6) 申請日において、本市の市税に滞納がないこと。
- (7) 居住する地域に自治会又は町会がある場合は、申請日において、当該自治会又は町会に加入していること。
- (8) 申請日において、夫婦等がともに次の講座等のいずれかを受講していること。
 - ア ライフデザイン支援講座の受講（乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換を含む。）
 - イ プレコンセプションケアに関する講座の受講
 - ウ 医療機関への妊娠・出産に関する相談
 - エ 共家事・共育て講座（男性の家事・育児参加のための講座を含む。）の受講

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、対象期間に発生した第2条第2号から第4号までに規定する経費で、次に掲げる区分により、当該各号に掲げる額を1世帯当たりの上限とする。

- (1) 夫婦等がともに29歳以下の世帯 600,000円（夫婦等が住宅を購入した場合にあっては、1,000,000円）
 - (2) 前号に掲げるもの以外の世帯 300,000円（夫婦等が住宅を購入した場合にあっては、500,000円）
- 2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助金は、申請年度の予算の範囲内で交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 市長は、補助金の交付申請を、LoGo フォームにて受け付ける。

2 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、松原市結婚等新生活応援補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)及び次に掲げる書類を電子化して提出し、又は市長が別に定める LoGo フォームによる申請書に当該書類を電子化の上添えて提出しなければならない。

- (1) 婚姻等を証明する書類(婚姻後の戸籍謄本、婚姻届受理証明書、パートナーシップの宣誓をしたことが分かるもの等)
- (2) 住民票の写し(世帯全員の記載があるもの)
- (3) 申請日において最新の夫婦等の所得証明書及び納税証明書
- (4) 住宅の工事請負契約書又は売買契約書及び領収書の写し(住宅を新築又は購入した場合に限る。)
- (5) 住宅の賃貸借契約書の写し(住宅を賃借している場合に限る。)
- (6) 賃料等の領収書等、賃料等の支払額が確認できる書類の写し(住宅を賃借している場合に限る。)
- (7) 夫婦等の住居手当支給証明書(様式第2号)(住宅を賃借している場合であって、夫婦等が給与所得者である場合に限る。)及び住居手当申告書(様式第2号の2)(夫婦等のいずれかに給与所得者でない者がある場合に限る。)
- (8) 貸与型奨学金の返済額が分かる書類(貸与型奨学金を返済している場合に限る。)
- (9) 引っ越しに係る領収書の写し(引越費用に係る補助金の交付を申請する場合に限る。)
- (10) リフォームに係る工事請負契約書又は契約内容が確認できる請書及び領収書の写し(リフォーム費用に係る補助金の交付を申請する場合に限る。)
- (11) 自治会又は町会に加入していることが分かる書類(居住する地域に自治会又は町会がある場合に限る。)
- (12) 誓約書(様式第3号)
- (13) 同意書(様式第4号)
- (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、夫婦等のうち住宅を購入するものについて、その婚姻等の日による申請年度と、第2条第2号に規定する経費の発生年度が異なることとなるときは、申請者は、夫婦等の婚姻等の日による申請年度において、前項第4号に掲げる書類に代えて、住宅の購入に係る契約書等を添付し、市長が指示するところにより、仮の申請を行うことができる。

4 第2項の規定による交付申請は、毎年度5月1日から3月31日までの間に行わなければならない。

5 市長は、第2項の規定による交付申請があった場合は、その内容を審査し、

補助金を交付することが適当であると認めるときは、松原市結婚等新生活応援補助金交付決定通知書（様式第5号。以下「決定通知書」という。）により、交付することが適当でないと認めるときは、松原市結婚等新生活応援補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第6条 補助対象者は、決定通知書を受けたときは、速やかに松原市結婚等新生活応援補助金交付請求書（様式第7号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、請求書が提出され、その内容を適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

第3章 継続補助対象夫婦等に対する補助金の交付

（継続補助対象夫婦等の認定等）

第7条 市長は、次に掲げる申請者について、その申請年度（以下この章において「当初申請年度」という。）の翌年度（以下この章において「認定年度」という。）において、継続補助対象夫婦等として認定し、次項に定めるところにより、補助金を交付することができる。ただし、継続補助対象夫婦等を、認定年度のさらに翌年度において、再度継続補助対象夫婦等として認定することはできない。

（1） 補助金の交付を受けた申請者のうち、当初申請年度において当該交付を受けた額が、第4条第1項に規定する上限の額に達しなかったもの

（2） 申請者のうち、当初申請年度において、第3条各号の要件を満たしていたものの、本市の予算状況により補助金の交付決定を受けられなかったもの

（3） 申請者のうち、第5条第3項の規定により仮の申請を行ったもの

2 継続補助対象夫婦等に交付する補助金の額は、第2条第2号から第4号までに規定する経費であって、認定年度の前年度の1月1日から、認定年度の末日までの間に発生したものとし、第4条第1項に規定する上限の額から、当初申請年度に交付した額を控除した額を上限とする。

（継続対象夫婦等による補助金の交付申請等）

第8条 第5条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定は、継続対象夫婦等による補助金の交付申請について準用する。この場合において、同条第2項第1号から第3号まで、第7号、第8号、第11号及び第12号に掲げる書類は、市長が指示するときを除き、添付を省略することができる。

2 第6条の規定は、継続対象夫婦等に係る補助金の請求及び交付について準用する。

第4章 雑則

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が、規則第10条に規定によるもののほか、この要綱に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取

り消し、松原市結婚等新生活応援補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により、当該者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第10条 前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消された者は、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該交付を受けた額を返還しなければならない。

（報告等）

第11条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めるときは、補助金の交付決定を受けた者に対して、報告又は書類の提出を求めることができる。

（情報提供）

第12条 市長は、補助金の交付申請等が滞りなく行われるよう、適時に情報提供を行うものとする。

（実施の細目）

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

（経過措置）

2 この要綱による改正前の松原市結婚等新生活応援補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により、令和5年度において補助金を申請した者のうち、この要綱による改正後の松原市結婚等新生活応援補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定により、令和6年度において新要綱第3章に規定する継続対象夫婦等となった者については、新要綱第4条第1項の規定は適用せず、その補助金の上限額は、旧要綱第4条第1項に規定する額とする。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、令和7年8月1日から実施する。

（経過措置）

2 改正後の松原市結婚等新生活応援補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以降に婚姻届を提出し、受理された夫婦又は第2条第1号に規定するパートナーシップの宣誓をし、その証明を受けた両当事者について適用する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の松原市結婚等新生活応援補助金交付要綱の規定は、令和7年度において結婚等新生活応援補助金を申請した者のうち、令和8年度において第3章に規定する継続補助対象夫婦等となったものについては、適用しない。
- 3 この要綱の実施の際現に改正前の松原市結婚等新生活応援補助金交付要綱の様式により処理している申請書は、改正後の松原市結婚等新生活応援補助金交付要綱の様式により処理している申請書とみなす。